



島根県報

令和2年9月4日(金)

号外第109号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第558号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木801番15地先から同779番3地先まで	前	メートル 3.77～ 19.57	メートル 231.09	道路改良工事 拡幅
			後	8.10～ 19.57	231.09	
"	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町上阿井2070番1地先から同2084番3地先まで	前	6.40～ 12.20	120.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 町道取付 拡幅
			後	6.40～ 17.60	120.00	
"	"	仁多郡奥出雲町上阿井2003番2地先から同2000番1地先まで	前	4.30～ 5.50	57.00	町道取付 拡幅
			後	4.30～ 17.20	57.00	

島根県告示第559号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原107番7地先から同107番18地先まで	メートル 304.72	令和2年 9月4日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	